

令和3年3月31日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

#### 行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、本年3月17日付けの「行政文書開示請求について（求補正）」に対して、同月19日付け（当方同月22日受領）の「ご連絡」と題する書面（以下「回答書」といいます。）により、回答いただいた内容につきまして、下記のとおり確認を求めるので、本年4月7日（水）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年3月6日（土）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年3月8日（月）

3 開示請求書に記載された請求内容

東京地検特捜部がアメリカ司法省に送ったゴーン元会長逃亡事件の捜査の進捗を伝える書簡がPACERというウェブサイトを通じて公表されていることに関して法務省が作成し、又は取得した文書

4 回答書に記載された補正後の請求内容

東京地検特捜部がアメリカ司法省に送ったゴーン元会長逃亡事件の捜査の進捗を伝える書簡がPACERというウェブサイトを通じて公表されることにより発生した問題点について法務省が作成し、又は取得した文書

5 確認を求める事項について

回答書に、上記4のとおり記載されたことについて、あなたの請求の趣旨に該当する行政文書を、法務省本省では保有しておりません。

なお、このまま請求を維持された場合、行政文書不存在による不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

6 開示請求手数料について

上記 4 の請求を維持される場合、開示請求件数は 1 件、開示請求手数料は 300 円となります。現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙 300 円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び 300 円分の収入印紙を返戻いたします。